【登録有形文化財（建造物）】

旧荒木家住宅主屋・土蔵・井戸屋　３件

（１）所 在 地　　浅口市金光町佐方

（２）所 有 者　　個人

（３）概　　要

JR 金光駅の南西に位置する開業医を勤めた名家の住宅。

敷地中央に南面して建つ主屋は、入母屋造本瓦葺一部桟瓦葺平入で、西南を除く三方に下屋を廻して正面東寄りに玄関を設ける。西の元土間に医院機能、東に居室を配す。江戸後期の建築と推測され、江戸末期に玄関を改修。明治中期には土間を診察室に改修、明治後期に便所を増設する。

主屋の西に接続する土蔵は、土蔵造平屋建、切妻造本瓦葺である。外壁は全面漆喰塗で、南面には窓を配す。江戸後期の建築と推測され、明治中期に主屋との接続部分の増築により扉廻りなどを改変している。

主屋南方に立つ井戸の覆屋である井戸屋は切妻造本瓦葺で、西面を除く三方を土塀が囲う。北東隅に井戸を配す。主屋と同時期の建築と推測される。

（４）登録基準

一　国土の歴史的景観に寄与しているもの



位置図



主屋



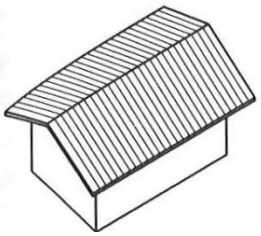
土蔵



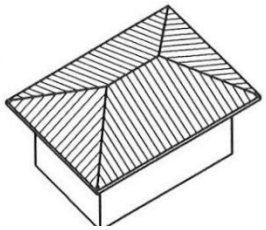
井戸屋

※写真使用に係るクレジットについては、「浅口市教育委員会」と明記してください。

【用語解説】



切妻造

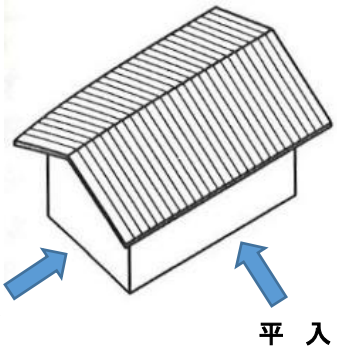


寄棟造

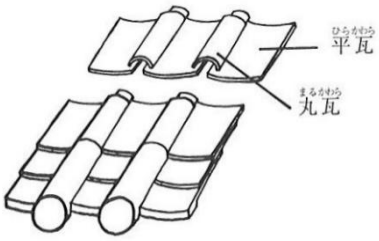


入母屋造

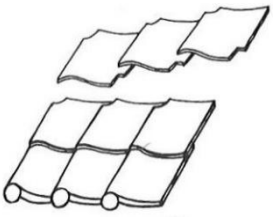
（出典①）
『木造建築用語辞典』井上書院



（出典②）
『建物の見方・調べ方　江戸時代の寺院と神社』きょうせい



本瓦葺



桟瓦葺

◎登録文化財制度について

建造物については、平成８（1996）年１０月１日に施行された制度。近年の開発の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅する恐れのある多くの近代の建造物を中心として、後世に幅広く保存、継承していくため、緩やかな保護措置を講じる制度で、指定制度を補完する。

平成１７（2005）年４月から美術工芸品、民俗文化財、記念物（遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係）、令和３（2021）年６月から無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、無形民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等）にも拡充された。

◎登録有形文化財（建造物）登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 182 条第２項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

一　国土の歴史的景観に寄与しているもの

二　造形の規範となっているもの

三　再現することが容易でないもの

◎登録有形文化財（建造物）制度と国の指定制度の主な違い

項　　目	登録有形文化財(建造物)制度	国の指定制度
現状変更・修理	外から見える範囲の外観１／４以上を変える場合には文化庁に事前の届を提出。内部の改装や使用については基本的に自由。	現在の状態を変更する場合は事前に文化庁に許可を求める。現状を変えない修理については、文化庁に事前の届を提出。
優遇措置	保存・活用に必要な修理の設計監理費の５０％を国が補助	修理費の５０～８５％を国が補助

◎県内の登録有形文化財（建造物）の件数

●総　数

新規登録	１か所（３件）
累　　計	１２１か所（３９０件）

●時代別

	江戸時代	明　治	大　正	昭　和	計
新規登録	３				３
累　　計	８５	１３９	６６	１００	３９０

●種　別

	産　　業			交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	治山治水	他	計
	１次	２次	３次										
新規登録									３				３
累　　計		26	21	９	１５	17	44	28	111	112	１	６	390